

## 出雲地区合併協議会会議運営申し合わせ事項

出雲地区合併協議会規約第 10 条第 3 項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

### 1 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- ( 1 ) 開 催 日 毎月第 2 又は第 4 金曜日 ( 議会月を含み、必要に応じ開催する。 )
- ( 2 ) 開 催 時 間 午後 3 時から ( 必要に応じて変更可 ( 夜間開催等 ) )
- ( 3 ) 開 催 場 所 出雲市第 2 分庁舎 ( 元出雲酒販会館 ) 2 階大会議室又は出雲合同庁舎 702 会議室

### 2 提出する議題の定義

- ( 1 ) 報告第 号 当該協議会に報告し、承認を求めるもの  
例 ) 会長専決など
- ( 2 ) 議案第 号 当該協議会に諮り、決定するもの
- ( 3 ) 協議第 号 重要案件として、当該協議会に提案し、次回以降の協議会で議案として決定するもの  
例 ) 協定項目、新市建設計画など
- ( 4 ) 付 託 案 件 提案した議題について、当該協議会において小委員会に付託すべきとの決定がでたもの。  
例 ) 新市の名称・位置、新市建設計画など